

平成二十年四月十八日受領
答弁第二八二号

内閣衆質一六九第二八二号

平成二十年四月十八日

内閣総理大臣 福田 康 夫

衆議院議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出歴代社会保険庁長官の退職金に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出歴代社会保険庁長官の退職金に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

お尋ねの歴代社会保険庁長官については、昨年六月に年金記録問題に対する反省と同庁の業務等の改革への姿勢を示す意味で、一私人として賞与相当額の寄附をお願いしたものであり、その氏名を含めお尋ねの点についてお答えすることは差し控えたい。

四について

歴代社会保険庁長官に対する退職手当については、国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）の規定に基づき適正に支給されたものと考えている。

五について

先の答弁書（平成十九年十一月十三日内閣衆質一六八第一八五号）一の④及び二の②についてで答えたとおり、政府としては、歴代社会保険庁長官は、昨年十月に公表された年金記録問題検証委員会報告書において指摘されている責任の重さを十分認識し、率直な反省を行うべきであると考えているが、更に寄附を行うか否かについても、同報告書における指摘を踏まえ、それぞれの歴代社会保険庁長官が個人と

して判断すべきものであると考えている。